

[事案 27-191] 災害入院給付金支払請求

・平成 28 年 4 月 22 日 裁定終了

<事案の概要>

頰部神経根症で入院したため、入院給付金を請求したところ、不慮の事故により入院したものであるとして支払拒否されたため、災害入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 4 月に契約した団体定期保険について、頰部神経根症で入院したため、入院給付金を請求したところ、不慮の事故により入院したものであるとして支払拒否されたが、以下の理由により、災害入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 30kg の米を運搬した際に、左首に激しい痛みなどが生じた。
- (2) すぐに病院に行かなかったのは、仕事が忙しかったからであり、不慮の事故による急激性がないわけではない。

<保険会社の主張>

受傷時に何らかの処置をとるのが一般的であるところ、3 ヶ月近くも医療機関での受診がなく、不慮の事故が原因の入院と判断できないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、保険会社に対し、保有する医療記録の提出を求め、審理の資料とした。
- (2) 医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (3) 申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する事故により申立人が受傷し、それを原因として入院したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。